

令和2年 第1回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集



# 目 次

議案番号	件 名
1	北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の改定
2	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
3	北海道後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例案
4	令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）
5	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
6	令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
7	令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算



令和2年

第1回定例会

議案第1号

北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の改定

地方自治法第291条の7第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を別冊のとおり改定する。

令和2年2月25日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕



令和 2 年

第 1 回定例会

議案第 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条中「3 8 時間 4 5 分を下らず、」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間は、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員(以下「1 号職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設定することができる。

第 3 条第 2 項中「7 時間 4 5 分を下らず、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1 号職員については、1 週間ごとの期間について、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に勤務時間を割り振るものとする。

第 7 条中「派遣職員」を「職員」に改める。

第8条中「第5条」を「第6条」に、「平成10年条例第3号」を「平成10年北海道条例第3号」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条第6号を削る。

第3条第1項中「(前条第6号に掲げる者を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第4条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条第2項中「第6号」を「第5号」に改め、同条第3項を削る。

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項前段中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期(以下単に「任期」という。）」とし、同項後段中「3年に」とあるのは「任期に」と、「3年を超えない」

とあるのは「任期の」とする。

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、職員の給与が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと広域連合長が認めるときは、予算の範囲内でその者の給与を別に定めることができるものとする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、広域連合長は、必要に応じ、給与の支給に関する事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「非常勤職員」の次に「(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、第3条の規定による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第6号に規定する医療給付専門員であるもののうち、施行日において引き続き地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員となった者には、当分の間、北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第15号)第3条の規定によりその例によることとされる北海道職員の給与にする条例(昭和27年北海道条例第75号)第22条の規定にかかわ

らず、施行日前において当該職員が受けていた報酬の額等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるところにより、報酬を支給する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定めるとともに、関係規定の整備等を行うためであります。

令和 2 年

第 1 回定例会

議案第 3 号

北海道後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員（法第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第18条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる業務が3年を超えることが明らかである場合
- (2) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条から第4条までの規定により職員又は短時間勤務職員を採用するための手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするためであります。



令和2年

第1回定例会

議案第4号

令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算  
(第2号)

令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880,916,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月25日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 291,291,648	千円 9,504	千円 291,301,152
	2 国庫補助金	79,669,816	9,504	79,679,320
歳入合計		880,907,032	9,504	880,916,536

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 869,006,055	千円 △ 10,000	千円 868,996,055
	2 保険給付費	867,290,829	△ 10,000	867,280,829
3 諸支出金		11,894,247	19,504	11,913,751
	1 市町村支出金	154,440	9,504	163,944
	2 償還金及び還付加算金等	11,739,807	10,000	11,749,807
歳出合計		880,907,032	9,504	880,916,536

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医療費適正化業務 (二次点検業務委託)	令和2年度	千円 25,300
給付等関連業務委託	令和2年度	260,798
被保険者証等一括印刷業務委託	令和2年度	27,177

令和 2 年

第 1 回定例会

議案第 5 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年北海  
道後期高齢者医療広域連合条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度」を「令和 2 年度及び令和 3 年度」  
に、「1 0 0 分の 1 0 . 5 9」を「1 0 0 分の 1 0 . 9 8」に改める。

第 9 条中「平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度」を「令和 2 年度及び令和 3 年度」  
に、「5 0 , 2 0 5 円」を「5 2 , 0 4 8 円」に改める。

第 1 0 条中「6 2 万円」を「6 4 万円」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5 千円」に改め、同項第 3 号  
中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附則第 3 条及び附則第 4 条を削る。

附則第 5 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平  
成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 6 条」を「附則第 4 条」に改め、同条  
を附則第 3 条とする。

附則第 6 条（見出しを含む。）中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同  
条を附則第 4 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、令和2年度及び令和3年度における保険料率を改定し、保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定基準の変更に伴う所要の規定整備を行うためであります。

令和2年

第1回定例会

議案第6号

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,988,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、13,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,978,791
	1 負担金	1,978,791
2 国庫支出金		8,000
	1 国庫補助金	8,000
3 財産収入		94
	1 財産運用収入	94
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,659
	1 預金利子	211
	2 雑入	1,448
歳入合計		1,988,546

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 3,923
	1 議 会 費	3,923
2 総 務 費		347,811
	1 総 務 管 理 費	347,274
	2 選 挙 費	120
	3 監 査 委 員 費	417
3 公 債 費		3
	1 公 債 費	3
4 諸 支 出 金		1,635,809
	1 他 会 計 繰 出 金	1,635,807
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	2
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,988,546



令和2年

第1回定例会

議案第7号

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,733億1,018万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,100,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 146,068,933
	1 市 町 村 負 担 金	146,068,933
2 国 庫 支 出 金		293,169,604
	1 国 庫 負 担 金	213,928,164
	2 国 庫 補 助 金	79,241,440
3 道 支 出 金		75,158,627
	1 道 負 担 金	74,079,977
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,078,650
4 支 払 基 金 交 付 金		345,262,777
	1 支 払 基 金 交 付 金	345,262,777
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		264,520
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	264,520
6 財 産 収 入		2,394
	1 財 産 運 用 収 入	2,394
7 繰 入 金		13,372,490
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,635,807
	2 基 金 繰 入 金	11,736,683
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		10,839
	1 預 金 利 子	10,274
	2 雑 入	564
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入 合 計		873,310,185

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 872,908,984
	1 総務管理費	1,647,189
	2 保険給付費	871,261,795
2 公 債 費		4,416
	1 公 債 費	4,416
3 諸 支 出 金		394,785
	1 市町村支出金	333,784
	2 償還金及び還付加算金等	61,001
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		873,310,185